

# 高知大学グローバル教育支援センター運営戦略室規則

令和4年9月29日  
規則第48号

最終改正 令和4年10月3日規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学グローバル教育支援センター（以下「センター」という。）規則第3条第2項の規定に基づき、高知大学グローバル教育支援センター運営戦略室（以下「運営戦略室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 運営戦略室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター専任担当教員
- (4) 学務部長
- (5) その他センター長が必要と認めた者

(業務)

第3条 運営戦略室は、次の業務を行う。

- (1) 企画・戦略及び運営・評価に関する事項
- (2) 中期目標・中期計画に関する事項
- (3) 財務に関する事項
- (4) 人事に関する事項
- (5) 規則の制定・改廃に関する事項
- (6) その他センターの業務に関する必要な事項

(運営戦略室会議)

第4条 運営戦略室に、前条の業務を行うため、運営戦略室会議を置く。

2 運営戦略室会議に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会等)

第5条 センターの業務に係る必要な事項を審議するため、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 運営戦略室の事務は、学務部国際教育支援室において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月3日規則第55号)

この規則は、令和4年10月3日から施行し、令和4年10月1日から適用する。